

社会資本整備審議会 建築分科会（第19回）

平成18年7月20日（木）

【事務局】 本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。住宅局建築指導課の〇〇でございます。事務局を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日はマスコミ等の取材希望がございますので、よろしくお願いいたします。記者席は入り口の右側となっております。また、カメラ撮りは、事前をお願いをしてありますように、建築分科会長より事務次官へ建議の手交を行うところから、手交後の事務次官あいさつ終了までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の議事次第の次に、配付資料一覧がございますが、本日お配りしている資料は、資料1-1から1-6、そして資料2から資料5までとなっております。

以上の資料をお配りいたしております。欠落がございましたら、事務局までお申し出ください。よろしゅうございますか。

それから、本日ご出席の委員の皆様方は13名でございます。建築分科会委員及び臨時委員総数24名の3分の1以上に達しております。社会資本整備審議会令第9条により本分科会が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。

本日の議事は、お手元にお配りしております議事次第のとおりでございます。

それでは、議事進行につきましては、分科会長、よろしくお願いいたします。

【分科会長】 本日は委員の皆様、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

それではただいまから、第19回建築分科会を開催させていただきます。

本日は幾つか議題がございます。まず、日本住宅性能表示基準などの変更、基本制度部会答申の取りまとめ、及びエレベーターに関するものと官庁営繕行政に関するものの2つの国土交通大臣などに対する建議について審議を行う予定であります。

まず最初の議事は、日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の変更にかかわる議決であります。本件は住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第4項の規定により、当該基準を変更する場合には社会資本整備審議会の議決を経なければならないこととなっております。

ます。このたび資料のとおり国土交通大臣より当該変更にかかわる議決が求められました。社会資本整備審議会会長より、その議決について当建築分科会に付託されました。

この内容につきまして、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 住宅生産課長でございます。着席して説明させていただきます。

資料でございますが、先ほど枝番がございました資料1-1から1-6が、この関係の資料でございます。

1-1でございますが、今、分科会長からお話がございましたように、日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の変更に当たりましては、住宅品確法に基づきまして、当審議会でご議決いただくことになっております。大臣からの審議会への議決を求める文書及びこの分科会への付託されたことが、この第1の文書でございます。

右肩に1-2とございますが、ここに性能表示制度の概要がございますので、これをちょっと横に置いていただきまして、資料1-3に従いまして、今回の改正案内容につきましてご説明させていただきます。

本日お諮りいたしますことは3つございます。一つは、第1ページにございますが、空気環境に関することと書いてございます。今の資料1-2のほうに住宅性能表示制度がございましたけれども、10個ほど右上のほうに項目が並んでおりますが、6番目に空気環境に関することという項目がございます。これまではシックハウスなどの室内化学物質の測定などについてのものでございましたが、もう一度1-3のほうにお戻りいただきますけれども、これに関しまして、アスベストに関する事項を追加させていただきたいというのが1番目でございます。

経緯のところを書いてございますが、ご存じのようにアスベストにつきましては、当分科会からも性能評価をするようにということを求められておりまして、一番最後の4ページに資料がついてございますが、これを受けましたものでございます。

内容はIの2のところでございますが、①、②と2つございます。6-4、6-5とございますが、これは1から3までが先ほど言いましたシックハウス関係でございまして、4と5の2つを追加すると。

①のほうでございますが、6-4石綿（アスベスト）含有建材の有無等というものを表示するというのでございまして、四角の中の一番上でございますが、一つは吹きつけ石綿、あるいは吹きつけロックウールというものの含有について見ていこうということ。それから②でございますが、それ以外でも申請者が申請したものについて測定を行うという

こととございます。分析方法につきましてが真ん中にございます、アスベストの分析につきましては既にJ I Sができてございますので、J I S A 1481に基づき分析するというものでございます。分析した後は、その含有建材の名称、あるいは含有率等、採取条件、分析条件等を記載することといたしております。

下側の②でございます、もう一つはアスベスト関連で、これは室内空気中のアスベストの粉じんの濃度等を測定するというものでございます。測定方法等につきましては同じく下の箱に書いてございますが、方法といたしましては、こちらはJ I Sがございませんので、今まであります方法を踏まえまして、そこに書いてありますように1分当たり5リットルを2時間吸引して顕微鏡等で測定するという方法を用いまして濃度を測定し、それを記載するというものでございます。

おめくりいただきまして第2番目の改正事項でございます、維持管理の配慮に関することとございます。先ほどの住宅性能表示制度について1-2の資料で申しますと、これは上から4番目の④でございます。これにつきましては2の①、②のところを見ていただきますと同じように項目名がございます。4-3更新対策（共用排水管）、②で4-4として更新対策（専用住戸部分）とございます。これは従来は4-1、4-2といたしまして維持管理についての記述がございましたが、新たに4-3、4-4として更新対策という項目を設けようというものでございます。

まず1つ目の①のほうでございますが、これは共用排水管、マンションとかアパートなどで共同で使います排水管が縦に通ってございますが、これを更新するのがよいかどうかということを書こうということとございます。現在進めておりますスケルトン・インフィル住宅などでは、排管を更新する、取りかえるということ的前提に案がつくられておりますが、こうした耐久性の高い、長もちする住宅に対応する項目の追加でございます。

評価の中身ですが、箱の中にまた①、②とございますが、一つは更新対策等級といたしまして、大変容易にかえられるようになっているのか。広いスペースがあつて、同時に2つ埋め込んで取りかえるなどの方法がとれるようになっているのか、ちょっと手間はかかるけども容易にかえられるのか、あるいはごく普通に入っているのかという3ランクを考えております。

それから②のほうでございますが、それがどこの場所にあるのか。場所によりまして、お住まいの方の場所をちょっと借りなければできないようなこともありますので、そういうことになっていないのかということなどを、立管の位置を見るという形であらわそうと

いうものでございます。

下の②のほうでございますが、こちらは更新等級の住戸専用部分でございます。これは間取りを変えるとすることが簡単にできるのかどうか。同じくスケルトン・インフィルなどの高耐久性住宅では、間取りをライフスタイルに応じて変えていくということが想定されておりますので、これが容易にできるようにものができているかどうかということを表示しようということでございます。間取りの変更などを行いますために必要なのは、一つは階の高さでございます。床を上げたり、天井を下げたりするようにして、いろいろな必要な施設を通していく。管を通したり、電気配線を通していく。もう一つは、部屋自身が間仕切りが自由に換えられるように、邪魔なものというんでしょうか、柱とか、どけられない壁などがあるかというのがポイントになりますので、その点についての、天井の高さや、そういった邪魔な——邪魔なと言ってはいけないんですが、更新を阻害するようなものがあるかどうかというのを記載しようということでございます。

最後3点目が次の第3ページでございますが、同じく資料1-2でいいますと①に該当いたします構造の安定に関することでございます。構造の安定に関することというのは、代表的には地震力あるいは風力などの力に対して構造、建物が大丈夫かということについて等級であらわすなどの方法でやっております。

現在は1-1と1-2がございまして、1は倒壊しないか、1-2はそれで損傷しないかということを書いてございましたが、今回それに1-3を加えようということでございます。概要は3ページの2のところに書いてございます。今回は免震構造のものを加えようと考えてございまして、免震構造の考え方は従来の構造方法とは違った考え方でございまして、従来の頑張っで建っているようにつくるというものに対して、免震のものは別分類として、これは免震構造でつくられていますということを明示しようということでございます。

第1番目の項目につきましては、ことしの10月に、それから2番目、3番目につきましては、来年の4月に施行したいと考えてございまして、今回お諮りする3つの変更でございます。

なお、下のほうにその他事項と書いてございますが、①、②とございますけれども、従来の耐震等級における壁の強さのはかり方ですとか、あるいは劣化の低減に関しまして、コンクリートの水の影響などにつきまして、これまで固められました知見に基づきまして、若干の判断微修正をさせていただきたいということが今回の全体でございます。

なお、資料1－4でございますが、原案につきましてはパブリックコメントをさせていただいております。真ん中のところでございますが、全体項目で100余りの貴重なご意見をたくさんいただきまして、直すべきところは直すという形で原案とさせていただいております。

詳細の書きぶり等につきましては、資料5及び6となっておりますが、時間の関係もございまして、それにつきましては割愛させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いします。特にご意見はございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、ただいま説明をいただきました国土交通大臣から示されました日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の変更につきまして、原案のとおり建築分科会として議決することにいたしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」との声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。それではご賛同をいただきましたので、そのように決定いたします。ただいま議決していただきました日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の変更につきましては、その旨、社会資本整備審議会会長に報告させていただきます。

次の議題に移ります。次は、基本制度部会報告書の取りまとめ(案)についてでございます。

事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは資料2に基づきまして、ご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

この取りまとめにつきましては、この分科会の下に設けられました基本制度部会の中で、新たな建築士制度等の抜本的見直しなどの議題につきまして、ご議論いただいております。その取りまとめの方向につきまして、この前行われました部会でご説明した内容につきまして、この分科会でもご紹介をして、ご意見をいただきたいという趣旨でございます。

最初にまず建築士制度の抜本的な見直しにつきましては、専門分野別の建築士制度を導入すべきではないかというご議論がございました。それにつきまして、この2つの案を、今、提示してご議論いただいているところでございます。まず一つは、点線で囲んである

部分でございますが、一級建築士の業務独占範囲を少し限りまして、その上で既存の建築士について講習、それから修了考査を実施して、必要な能力を再検証するということ。その上で、新たな建築士の指示のもとで構造と設備について専門の資格者を設けるという案。それから案の2は、事務所単位で専門分野の表示をするということで、設計全体をやるところ、構造、設備、それから意匠というような業務区分を分けて登録する。その登録の中で、構造とか設備の専門的な知識を有する建築士を配置しているかどうかといったことをもとに、業務区分を分けていこうという考え方。それぞれ一長一短がございますが、これらについて今後さらに部会の中で議論をしていただいて、方向を決めていきたいと考えております。

それから2番目は、建築士の資質、能力の維持・向上という点でございますが、この点につきましては次のページに移らせていただきまして、まず新しい建築士の試験制度といましようか、資格制度をどうするかということでございまして、この案のところには3つのポッチがございます。

一つは受験資格の学歴要件につきましては、従来の所定の大学の学科を卒業しているという判断ではなくて、本来必要な科目を修得しているか、履修しているかどうかということによって判断しよう。これはいろいろな、最近大学のカリキュラムの見直しとかが行われている中で適正化をしていったらどうかというのが1点目でございます。

それから2点目は、受験資格になっております実務経験は大学を卒業して2年ということになっておりますが、これを免許の登録要件に変えてしまつて、試験はいつでもできるという形にした上で、実務経験の内容については、従来大学院の研究ですとか、それから行政経験みたいなものも含まれておりましたが、これを設計・工事監理業務に限つたらどうかというのが2点目。

3点目は、試験の内容も専門分化した中身に合わせて見直しをして、その上で試験合格をし、実務経験を経て、最終的には一定のインターンみたいな実務修習を終了するというのを要件にしたらどうかというものでございます。

それから2点目の既存建築士の資質、能力の向上のために、一定期間ごとに講習の義務づけをしたらどうかということでございます。

それからウでございますが、建築士であるということについて、従来免状のようなものを出しておるんですが、これを業務の際にちゃんと施主に提示できるように顔写真入りの免許証のような形にしたらどうかというようなものでございます。

3つ目が、建築士が業務をやる場合には建築士事務所という登録を受けなければいけないということになっておりますが、この建築士事務所の業態を適正化する必要があるのではないかと、事務所に管理いたします管理建築士という者がいますが、この要件を少し強化したらどうかというのが1点。もう一つは、例えば丸投げといいますような一括再委託のようなものとか、あるいは建築士事務所以外の者に再委託するというようなこと、これは一部行われているという実態がございますので、そういったことは禁止するという。それから、業務を行う際に、相手方にきちんとした説明をして書面で契約をするというような形をとったらどうかということでございます。

4つ目が、工事監理という業務がございます。これは設計図書どおりに工事が行われているということを建築士が確認するという業務でございますが、この中身につきまして、先ほど申し上げましたが、一つはきちんと書面で中身を確認するという。それから具体的な工事監理の中身を、もう少しきちんと充実・明確化したらどうか。3点目は、工事施工者と利害関係のある者、現実にはゼネコンの現場監督が工事監理をやっているという実態もございまして、そういった部分について一定の利害関係を有さないちゃんとした建築士がやるべきではないかというようなことについて、今後どういうふうにやっていくかというようなことを検討いただいております。4つ目が、契約書をちゃんと取り交わしたということを、建築基準法上は着工の際に着工届けを出すことになっております。その際に添付をさせるというようなことで担保していったらどうかということでございます。

5番目が報酬でございます。報酬につきましては、今、報酬の算定方法を告示で決めています。この中身につきまして、例えば分野別に示すとか、あるいは新しい業務が増えているということを踏まえて見直しをするということでございます。

6番目が団体による監督体制。一部で強制加入というようなご意見がございましたが、この点についてはここにも書いてございますとおり、なかなか反対意見も多いというようなことですか、導入の理由がなかなか弱いのではないかと、現状からしてなかなか難しいのではないかと、当分は次のアからウのような対応をしたらどうかということでございまして、一つは団体を、そこで研修をやるというようなことをきちんと法律上位置づけたらどうか。2点目は、建築士事務所の協会がございまして、ここにきちんとした苦情相談のようなことをしていただいて、会員には応答義務を課していく。それから、名称の使用制限をかけて、会員でない方には会員であるということの名称をかたっではないかというような制限をかけたらどうかということ。ウとして、指定登録法人制

度を設けまして、これまで行政が行っておりました登録業務については民間でやっていた
だいて、こういう団体を通じて加入率を上げていったらどうかということでございます。

7番目はちょっと特殊でございますが、小規模な木造住宅で、実は耐力壁の不足という
ような違法行為がかなり多数確認されております。そういったことを踏まえまして、現在、
建築士が設計・工事監理を行った場合は、木造住宅などにつきましては審査の省略をする
という特例がございますが、こういったものについての是非についても少し議論する必要
があるのではないかとということでございます。

それから大きな2番目でございますが、いわゆる住宅の瑕疵担保責任をどうするかとい
うことで、これについては別途大臣の諮問機関で研究会を設けてこれまで議論してまいり
ました。この研究会の報告がまとまりましたので、これらを踏まえて、今後具体的な制度
設計をする必要があるだろうと。その上で、やはり購入者の保護という観点から、売り主
に対して瑕疵担保責任の履行を、ちゃんと実効性を確保するというための相応の資金を確
保していただく措置を義務づけたらどうかということでございます。

3点目は、いわゆる行政の体制ですとか、あるいは情報の管理といった問題でございま
して、1つ目は監督・審査体制でございますが、これについては現在、だんだん行革との
関係もございまして人員が減ってきているような状況もございますので、今後いろいろな
違反是正ですとか、既存建築物の対策とかがございます。そういったものを踏まえた計画、
整備プログラムをつくってきちんとやっていくべきではないだろうか。国としても、そう
いったことをきちんとモニタリングして公表していくというようなことが必要ではないか。
それから建築主事さんたちが集まっている日本建築行政会議というのがございますが、こ
ういったところを中心にいろいろな研修プログラムをつくってやっていく、研修をしてい
く必要があるのではないか。それから審査の指針といましようか、法令解釈とか運用方
針をきちんと明確化していくというようなことが必要だろうということが盛り込まれてお
ります。

最後の5ページでございますが、建築情報をきちんと提供するためのシステムが必要で
はないかということで、消費者向けに出す情報、それから行政庁向けで共有化する情報と
いうようなものをきちんと整理した上で、一元的に管理する体制が必要であろうとい
うことでございます。

最後でございますが、構造計算書を確実に偽装防止するという観点から、電子認証とい
うシステムが有効だろうということで、そのためのいろいろな研究開発を進めるべきであ

るといような報告を取りまとめていただくことで、今、議論いただいております。

次回7月31日に再度部会を開きまして、ご議論いただくことになっております。できればそこである程度答申案をまとめていただきまして、パブリックコメント等を通じて取りまとめていきたいと考えております。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、発言をお願いいたします。

【委員】 特に4ページ目のところですけど、既に本日の分科会の前に基本制度分科会で議論されていると理解しておりますが、この4ページの2のところ、新築住宅の売り主等の瑕疵担保、この点につきましては、国交省の方々と我々業界の中でいろいろ意見を交換させていただいております。当然この趣旨については非常に重要なことでございますが、やはり時間の都合で、住宅生産団体といたしまして、別紙のちょっとした意見を述べさせていただいておりますが、最後のページの結論でございますが、この瑕疵担保責任研究会の点について、やはりそこにもう少し具体的な数字が不明で正しい判断ができないこととか、信託、供託の制度内容が不明で事実上保険制度の一律義務化につながるおそれがあるなど、非常に議論が不十分であるため現段階では賛否表明ができないというのが我々が危惧している点です。

この点については拙速な結論を避け、詳細なシミュレーションに基づく十分な議論を尽くすべきだと我々としては考えておりますので、ぜひ、その点をご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【分科会長】 ありがとうございます。

何か、よろしゅうございますか。承っておきます。

【事務局】 ご指摘のとおり、本研究会では検討の基本的な方向性が出されているだけでございますので、住宅業界、不動産業界、あるいは損保業界などのご協力もいただきながら、データを踏まえた制度設計に心がけていきたいと思っております。よろしくご協力をお願いしたいと思います。

【分科会長】 ほかにございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、この件を終わらせたいと思っております。

議題の3番に移ります。エレベーターの防災対策の推進についての件でございまして、

建議（案）及び東京都港区で発生したエレベーターの死亡事故に関する検討状況についてでございます。

建築物等事故・災害対策部会長でございます〇〇委員から説明をお願いします。

【委員】 今、分科会長からお話がありました件の、内容的には2件でございます。

最初がエレベーターの地震防災対策の推進についてということで、お手元の資料3を見ただけだと思います。これがまず建議のほうでございます。ただ、この建議をまとめた段階で、皆さんご存じのように6月に痛ましい事故が発生いたしましたので、それを後段のほうでご紹介したいという点でございます。

最初の建議のほうでございますが、これは昨年7月に千葉県北部を震源とする地震によりまして、都内を中心に数万台のエレベーターがとまったということを受けて、そちらのほうの地震対策について検討いたしました。本年4月に、将来予想されるようなイベントに対して、運転休止だとか閉じ込み事故をいかに減らそうかという建議を取りまとめたものでございます。建議を取りまとめた後に、先ほど申しましたように6月に港区で死者1名という痛ましい事故が発生いたしました。事故原因についてはただいま調査中ですが、理由としては制御装置のふぐあいだとか、ブレーキのふぐあい、もしくはそれらを複合したものではないかというふうな点が指摘されておりますけれども、まだ詳細未定ということです。

この事故を受けまして、現在、事故・災害対策部会においてワーキンググループを構成いたしまして、保守管理のあり方等を今検討中でございます。今回の建議（案）は地震時のエレベーター制御に関するものが含まれておりまして、当然、今、事故原因の一つかもしれないと言われております制御システムといったものを複雑化するような――複雑というのか、少し高度化する点がございますので、今後の事故調査の結果だとか、ワーキンググループの報告、それからそういったものを踏まえて、今回の建議について施策へ移していただきたいということが前提になっております。

それについては、今、お手元の資料3の一番最後のページの参考資料2ということで、事故対策部会のほうから分科会長のほうに、今後の建議の取り扱いということに付記をした文書を1枚つけてございます。

内容については、事務局のほうからご紹介いただけますでしょうか。

【事務局】 それでは資料3、それから現在の竹芝での死亡事故に関する検討状況につきましては、資料4でご説明をさせていただきます。

建議本文はちょっと長文でございますので、ちょうど後ろから2枚めくったところを参考1として全体の見取り図をつけております。これに基づきましてご説明をさせていただきます。

昨年7月23日、千葉県北西部を震源とする地震がございまして、大体6万4,000台ほどのエレベーターがストップする、復旧には、長いものについては丸1日かかるというような状況がございました。また、78件の閉じ込め事故がございまして、救出に、最大で時間がかかったものは185分ということでございます。この地震はほとんどのエリアは震度4以下でございまして、震度4以下の地震に対して、非常に都市生活上主要な設備であるエレベーターが耐震性がもろいということが出たということを受けて、エレベーターの地震防災対策を検討したものでございます。

基本的考え方でございますように、まずエレベーターの耐震安全性の確保でございますが、震度5程度までは地震発生後も機能を維持し、支障なく安全に運転継続できるように安全性の性能を設定すべきじゃないかということ。それから地震時管制運転装置の確実な作動でございますが、実は事故を起こした機種の中で、本来ならば地震の微動を感知して最寄り階に安全に着床・停止してドアを開放するという部分が、逆にうまく作動しなかったというようなことがございます。それをするためにP波感知型、いわゆる初期感知型の管制運転装置、あるいはドアが開放するということの検知についての安全装置を改良するといったことが必要ではないかというのが2点でございます。

それから3点目、4点目は、ソフトの部分でございますが、早期救出・復旧体制の整備ということで、これは連絡・通信の多様化による早期覚知、あるいは保守会社間の復旧手順等の連携といったものが必要ではないか。それから適時適切な情報提供ということで、一般の方々が平常時に使用しているときに、地震時でどういう対応があるのかといったことが適切に情報提供されて、常日ごろから利用者の安全・安心を確保するための心がけが必要ではないか。これらが基本的な考え方ということでございます。

早急に講ずべき施策何点かが挙がっておりますけれども、先ほど申しましたように今のP波感知型という初期微動を感知して管制運転をする装置の義務づけ、ドアの開放検知の安全装置の改良、一たんまとまったとしても状況を検知してさらに低速運転をスタートできる閉じ込め時リスタート運転機能の検討・開発、それから既設のエレベーターでの管制装置の設置推進といったハード面の施策を挙げております。

また、先ほどのソフト面といたしまして、インターネット、パケット通信などでの連絡

手段の多様化による早期覚知、保守員等への連絡手段の多様化、あるいは迅速な移動手段の確保、それから復旧の優先順位の見直し、例えばどういった用途のものから先に行くかといったことでの優先順位を見直すべきではないか。それから講習などを実施いたしまして、建物管理者、あるいはエレベーターのメーカーが違って閉じ込めからの早期救出ができるようにする。あるいは次の消防隊員での実践的な研修やキーの提供、さらに原則1台1ビルと書いてありますけども、縦の動線を最低1つ確保したら次のビルの救出に向かうといったような環境整備が必要だろうと。それから最後といたしまして、閉じ込められた場合の対処方法等、いろいろな情報の提供を適時適切に図るということを早急に講ずべき施策ということでご提言いただいております。

また、引き続き技術的検討は必要ということで、平成10年に改訂をいたしました昇降機耐震設計・施工指針を見直すべきではないか。それから、気象庁などで採用し始めております緊急地震速報といったものを、実証実験を活用しながら検討する。安全装置の各社の最低限標準化ができないだろうかという検討、また、閉じ込められたときの危険度などの調査研究、救出目標時間の設定、それから自動的に復旧させるような診断システム、あるいは救出見込み時間の情報提供等々についてを引き続きの検討の施策といたしまして、今後とも施策の推進状況について適切にフォローアップをして部会に報告するという建議としてまとめてございます。

続きまして資料4でございますけども、6月の事故についてご報告をさせていただきます。

事故の概要はご案内のとおり、6月3日の午後に港区芝で発生したわけでございまして、16歳、高校2年生の市川さんが、挟まれて、窒息によって亡くなられたということでございます。エレベーターの概要といたしましては、シンドラエレベータ社製のもので、平成9年に計画され、平成10年に設置完了して検査が行われた。このものにつきましては、製造製作メーカーの品質管理の問題、それから施設管理者が、委託先について16、17、18と、いろいろ一般競争によって選定されていた。その間の情報共有の問題等々が、事故発生当初から大きく指摘されております。ただ、事故原因につきましては現在警視庁において捜査中でありまして、まだはっきりしたものはわからないというところがございます。

次のページでございますが、事故・災害対策部会では、すぐ6月15日に緊急の部会を開催いたしまして、エレベーターの部分としてワーキングチームの設置をしよう。これ

まで2回ほどワーキングチームの開催をし、エレベータ協会、あるいは独立系のメンテナンス会社からのヒアリング等を行っております。今後8月末を目途にワーキングチームにおいて当面の対策を取りまとめる予定でございます。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

それではただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いします。ご質問はございませんでしょうか。

それでは、ただいま事務局から報告いただきました「エレベーターの地震防災対策の推進について」の建議（案）を、当分科会の審議結果としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

【分科会長】 ありがとうございます。それでは、ご賛同を得ましたので、当分科会の審議結果として建議を決定させていただきます。

この建議に当たりましては、〇〇先生、建築物等事故・災害対策部会の委員の皆様方には、大変熱心にご審議をいただき、また、短期間に精力的に報告を取りまとめていただきまして、改めて御礼申し上げたいと思います。

それでは次に、最後の議題でございます「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について」の建議でございます。

これは私が部会長を務めております官公庁施設部会におきまして、約3回にわたって議論を進めてまいりまして、本年6月に部会としての取りまとめを行ったものでございます。

国家機関の建築物につきましては、国家機関のサービスの場であると同時に、都市景観の形成や、我が国の建築技術の規範となるべきという側面も備えております。そのストックが約5,200万平方メートルになってきております状況で、耐震性能の確保や、国有財産の有効活用等の社会的要請にこたえつつ、ストック全体の質の向上を図るために継続的に整備・活用を図ることが重要な課題となっております。こういう課題に的確に対応していくために必要な事項として、効果的・効率的なファシリティマネジメントの実施をはじめとする国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について取りまとめたものが、本建議（案）でございます。

今回これを分科会に報告し、建議（案）として分科会においてご議論いただきたいと思いますと考えております。

それでは、建議（案）の内容につきまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは資料5をお開きいただきたいと思います。まず2ページをお願いいたします。

1、はじめにでございますが、先ほど分科会長からのご発言がございましたとおり、現状と課題がここに書かれております。

3ページをお開きいただきたいと思います。2といたしまして、国家機関の建築物を取り巻く社会経済情勢ということで、1番でございますが、官公庁施設の建設等に関する法律等を改正いたしまして、各省各庁の長に対しまして所管する建築物の定期点検を義務づけております。国土交通大臣は保全の基準を設定いたしまして、関係国家機関に勧告等を行うことができることとなっております。

2つ目でございますが、防災拠点施設の耐震性能の確保、ユニバーサルデザイン、環境、IT化、まちづくりといった社会的要請も強い状況でございます。

(3)でございますが、国有財産法等の一部改正が行われております。官庁営繕行政といたしましては、財務大臣が庁舎等使用調整計画を定める場合におきましての協力といったことに対しまして、速やかに対応していくことが要請されております。

次のページをお願いいたします。3番目といたしまして、良質なストックとして整備・活用するに当たっての基本的な考え方でございます。2つ示されております。基本的な課題でございます。1つ目でございますが、膨大なストックに着目して、保全の適正化を図り、社会的要請にこたえ、ストック全体としての質を向上させる。2つ目でございますが、賃借等の所有を前提としない調達を行う場合の性能の維持、確保についての確に対応する。この2点でございます。

(2)番といたしまして、施策の展開の方向性でございます。①でございます。官庁営繕行政の対象といたします建築物は、所有、賃借を問わず、すべての建築物でございます。次のページをお願いいたします。賃借等の所有を前提としない調達に必要な基準等についても設定するとともに、契約の内容・手続きのあり方等について明確にすべきである。②でございます。財務省が行います庁舎等の使用調整に積極的に協力・連携し、ファシリティマネジメントを実施すべきである。その際、一定エリア内に存在するすべての国家機関の建築物を対象として実施することが効果的・効率的である。また、財務省と協議・調整する枠組みを設けることが望ましい。3点目でございます。ファシリティマネジメントを効果的に実施するための保全のあり方を明確にして、より効果的・効率的な保全・運用を

推進すべきである。

6 ページ目、4 番でございます。当面実施すべき施策でございます。

(1) 番といたしまして、財務省の国有財産データとも連携をいたしまして、下のほうにございますが、一定エリア内の国家機関の建築物の群としての施設整備計画を策定すべきである。

次のページをお願いいたします。(2) といたしまして、意見書制度等を活用いたしまして、効果的なファシリティマネジメントを実施すべきである。

(3) 番でございます。所有・利用の形態にかかわらず、保全の責任の所在の明確化を図るべきである。

(4) 番でございます。ファシリティマネジメントの計画及び実施の各段階において、社会的要請に的確に対応し、ストック全体の質の向上を図るべきである。社会的要請の対応といたしましては、①でございますが、より効果の高いグリーン庁舎の整備の推進等によりまして、環境負荷低減対策の推進・強化を図る。次のページ、②でございます。(1) の施設整備計画に基づきまして、一定エリア内の建築物全体としての耐震性能を向上させる。③といたしまして、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、関係者と連携しつつ営繕を行う。④でございます。周辺のまちづくり計画との調整が重要であり、地方公共団体等との連携を図りつつ営繕を行う。

以上でございますが、本建議(案)につきましては、国土交通省設置法第13条第1項第2号の規定によりまして、国土交通省をはじめとする関係者にあてたものとなっております。資料5の2枚目の関係国家機関一覧にございますとおり、衆議院議長をはじめとする関係国家機関の長あてに建議することといたしております。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いします。質問はございませんでしょうか。

それでは、ただいま事務局から報告いただきました「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について」の建議(案)を、当分科会の審議結果としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。それでは、委員の皆様の賛同を得ましたので、

当分科会の審議結果として建議を決定させていただきます。

この建議に当たりましては、官公庁施設部会の委員の皆様方には、大変熱心にご審議をいただきました。改めて御礼申し上げます。

本日は、国土交通事務次官に、公務ご多忙中おいでいただいておりますので、この席で私から、先ほどの「エレベーターの地震防災対策の推進について」と、もう一つ「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について」の両建議をお渡ししまして、その後、一言ごあいさつをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(建議の手交)

【事務次官】 本日はお忙しい中、各委員の皆様方にお集まりいただきまして、ほんとうにありがとうございました。また、分科会長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、平素より建築行政の推進に格別のご尽力を賜りまして、ありがとうございます。この席をかりて、改めて御礼申し上げたいと思います。

このたび、限られた時間にもかかわらず、事の重要性にかんがみまして、一つは「エレベーターの地震防災対策の推進について」、それからもう一つは「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について」という2点の内容につきまして建議を取りまとめていただきました。まことにありがとうございました。

ご説明するまでもなく我が国は地震列島であり、まさにいつどこで大きな地震が起こるかわからないという状況でございます。特に近年震度5クラスの地震が年数回程度発生しておりまして、火災などによる二次災害の発生、あるいは地震後の速やかな日常生活への復帰等を考えれば、エレベーターの地震防災対策の推進というのは急務であると認識しております。

また一方、今日官庁営繕行政につきましては、防災拠点機能の確保であるとか、あるいは国有財産の有効活用といった社会的、経済的な諸情勢の変化に対応して、いろいろな課題に直面しているところでございます。全国約2万施設、5,200万平米の国家機関の建築物ストックにつきまして、ライフサイクルを通して総合的に企画、管理、活用を行う、いわゆるファシリティマネジメント、あるいは各種基準の整備等が極めて必要になってきているところでございます。

まさに本日いただきましたこの建議は時機を得たものでございまして、我々国土交通省といたしまして、これを尊重しまして、今後のエレベーターの地震防災対策の推進、ある

いは国家機関の建築物ストック全体の質の向上を図るために、今後さらに具体的な施策を全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

終わりに、委員の皆様方におかれましては、引き続き建築行政に対し、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。ほんとうにありがとうございました。

【分科会長】 どうも次官、ありがとうございました。

以上で、本日の議事を終わらせていただきたいと思います。

最後に、次回の日程等について事務局から報告願います。

【事務局】 今回は平成18年8月31日木曜日でございますが、16時から、場所は国土交通省11階特別会議室、この部屋でございますが、において開催する予定でございます。

以上をもちまして、本日の分科会を終了させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —